

栗東市

令和5年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯のうち、
18歳以下の児童がいる世帯のみなさまへ

児童1人あたり5万円の重点支援給付金を 支給します！【申請受付：令和6年8月30日まで】

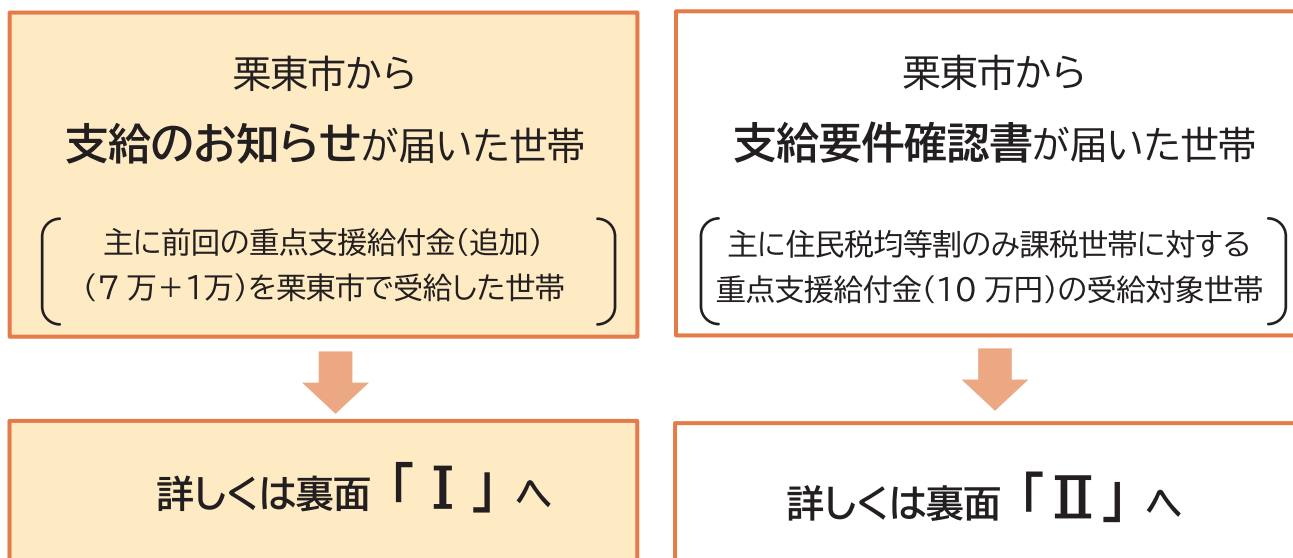
物価高騰の負担感が大きい世帯の負担を軽減するため、
住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯の
児童1人あたり5万円を世帯主に支給します。



支給対象の世帯(①②どちらも当てはまる世帯)

- ①令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(追加)(1世帯あたり7万+1万)を受給した世帯 または、
令和5年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(10万円)(※)の受給対象世帯 ※基準日(令和5年12月1日)時点で栗東市に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯が対象の給付金です。対象世帯には別途案内しています。
- ②18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯

給付金を受け取るためには



裏面につづく

I

栗東市から
支給のお知らせが届いた世帯

原則、手続き不要です。

令和6年5月下旬に
「支給のお知らせ」に記載の
口座に振り込みします。

以下の人は手続きが必要です

① 「支給のお知らせ」に記載の口座が
利用できない人や変更を希望する人
→「支給のお知らせ」に必要事項を記入し、
裏面に口座確認書類と本人確認書類の
コピーを貼付して返送してください。

② 受給を辞退する人
→「支給のお知らせ」に必要事項を記入し、
裏面に本人確認書類のコピーを貼付して
返送してください。

【返送期限】
令和6年5月15日(水)必着

II

栗東市から
支給要件確認書が届いた世帯

受給には手続きが必要です。

確認書が届き次第、必要事項を記入し、
裏面に口座確認書類と本人確認書類の
コピーを貼付して返送してください。

【返送期限】
令和6年8月30日(金)必着

市が確認書を受理して約3週間後に
指定の口座に振り込みします。
場合によっては振込が遅れることがあります。

【I・II共通】

口座確認書類や本人確認書類とは？

- 口座確認書類**
→通帳(見開き)またはキャッシュカードの
コピー
(ネット銀行や通帳がない口座の場合は
画面のコピー可)
- 本人確認書類**
→運転免許証、健康保険証、
マイナンバーカード(顔写真がある面)、
介護保険証、パスポート 等のコピー



給付金をかたった詐欺にご注意ください！

市の職員等が直接、通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

栗東市 社会福祉課「重点支援給付金」窓口

TEL:077-551-0285 FAX:077-553-3678

(受付時間 平日 8:30~17:00)

QRコードからアクセスできます ▶

